

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

【近江八幡市実行委員会 第1回競技・式典専門委員会】

【近江八幡市実行委員会 第1回輸送・交通専門委員会】

～合同会議～

第24回全国障害者スポーツ大会



第79回国民スポーツ大会

2025

日時：令和4年11月15日（火）午後1時30分

場所：近江八幡市勤労者福祉センター（アクティ近江八幡）

2F 研修室

目 次 (次第)

1	開 会	
2	挨拶 加納 競技式典専門委員長、野村 輸送交通専門委員長	
3	報告事項	
(1)	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	・・・ P, 1
(2)	近江八幡市開催競技および開催予定施設	・・・ P, 3
(3)	近江八幡市開催推進総合計画 ※参考／年次計画表	・・・ P, 4
(4)	近江八幡市実行委員会専門委員会規程	・・・ P, 8
(5)	近江八幡市実行委員会各専門委員会名簿	・・・ P, 11
4	議 事	
	競技・式典	
(1)	第1号議案 近江八幡市競技運営基本計画 (案)	・・・ P, 15
(2)	第2号議案 近江八幡市式典基本計画 (案)	・・・ P, 16
(3)	第3号議案 近江八幡市施設整備基本計画 (案)	・・・ P, 17
	輸送・交通	
(1)	第1号議案 近江八幡市輸送交通基本計画 (案)	・・・ P, 19
(2)	第2号議案 近江八幡市警備・消防防災基本計画 (案)	・・・ P, 21
5	視察報告	
(1)	先催県取組事例 (R 4 栃木国体)	・・・ P, 23
6	連絡事項	
7	閉 会	
	(参考資料)	
1	開催準備経過	・・・ P, 25
2	近江八幡市開催基本方針	・・・ P, 29
3	近江八幡市実行委員会会則	・・・ P, 30
4	近江八幡市実行委員会組織図	・・・ P, 36
5	滋賀県会場地内定配置図	・・・ P, 37

第 1 号報告

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概 要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。



3 主 催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県です。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町も主催者に含まれます。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町で、必要に応じてその他の関係団体を加えることができます。

4 大会の開催時期等

【わたSHIGA輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会)】

- ・会期 令和7年(2025年) 9月28日(日)～10月 8日(水)
11日間

【わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)】

- ・会期 令和7年(2025年) 10月25日(土)～10月27日(月)
3日間

5 実施予定競技

【わたSHIGA輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会)】

(1) 正式競技 (37 競技)

①毎年実施競技 (36 競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技 (2 競技のうち1 競技を実施)

ボクシング (クレール射撃 ※今回は実施せず)

(2) 特別競技 (1 競技)

高等学校野球 (硬式および軟式)

(3) 公開競技 (7 競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ (24 競技)

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

スポーツ拳法、スリースマイルゴルフ、百人一首競技かるた、ラジオ体操第3 (初代・二代目) ひこねスーパーカラム、ユニカール、ウォーキング、ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢、還暦軟式野球、スローイングビンゴ、スポーツチャンバラ、ビリヤード、ソフトバレーボール、カラーリング、スポーツ鬼ごっこ、マリンスポーツフェスティバル、キンボールスポーツ・レクリエーション、里湖で地域を結ぶウォーキング、ネットでポンポイ、フットサル、ユニホック、モルック

【わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)】

(1) 正式競技 (14 競技)

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、グランドソフトボール、ソフトボール、バレーボール、サッカー、フットベースボール

(2) オープン競技 (3 競技)

SO (知的障害者)バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール

第 2 号報告

近江八幡市開催競技および開催予定施設

【わたSHIGA輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会)】

正式競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
バレーボール (6人制)	少年男子	近江八幡市立運動公園体育館	共催(草津市、守山市)
ハンドボール	少年男子 少年女子	近江八幡市立運動公園体育館 あづちマリエート	共催(彦根市)
軟式野球	成年男子	近江八幡市立運動公園野球場	共催 (東近江市、草津市、守山市、 甲賀市、日野町)
トライアスロン	成年男子 成年女子	近江八幡市特設トライアスロン 会場	単独開催

公開競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
綱引	全種別	近江八幡市立運動公園体育館	単独開催

デモンストレーションスポーツ

競技名	種別	開催予定会場	開催形式
ウォーキング	—	西の湖一帯	単独開催

【わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)】

正式競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
バレーボール	身体障害	近江八幡市立運動公園体育館	共催（草津市、湖南市）

第 3 号報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市開催推進総合計画

1 趣旨

第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会（以下「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」という。）の成功に向け、本市の魅力を生かしながら地域が一体となって取り組み、本市を訪れるすべての方々におもてなしの心でお迎えするとともに、スポーツを通じて「健康で生き生きとしたまち おうみはちまん」にふさわしい開催を目指し、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 基本計画

(1) 総務・企画関係

① 総務企画

滋賀県、競技団体、関係機関及び関係団体等（以下「県等」という。）と連携し、わたSHIGA輝く国スポ・障スポを一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画に基づき、施策を推進する。

② 財務

県等との連携、相互協力のもと、創意と工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

③ 広報

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの気運を高めるため、効果的な広報活動、開催応援PRを展開するとともに、恵まれた自然や歴史文化等、多彩な魅力を積極的に発信する。

④ 市民協働

地域が一丸となって大会を盛り上げていくことにより、地域の絆を深めるとともに、大会後を見通した市民協働のまちづくりにつなげる。

⑤ 歓迎接待

選手・監督をはじめ、全国から来訪される方々を温かくお迎えするとともに、地域の魅力を生かしながら、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(2) 競技・式典関係

① 競技

県等との連携を図り、競技会の円滑で効率的な運営を目指すとともに、競技用具等については、可能な限り現有物の有効活用努めながら、必要かつ適切

な整備を図る。

② 式典

表彰式等については、関係者との連携協力を図り、簡素な装飾・演出に努めることを基本とし、創意と工夫を凝らした温かみのある式典とする。

③ 施設

競技施設については、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を尊重し、大会後のスポーツ振興、安全で快適な市民利用を視野に入れた整備を行う。

(3) 宿泊・衛生関係

① 宿泊

選手・監督をはじめ、全国から来訪される方々を温かくお迎えし、宿泊施設、関係機関等と連携しながら、安全で快適な宿舎の確保を図る。

② 医事衛生

わたSHIGA輝く国スポ・障スポに携わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を安心な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関の協力を得ながら、医事衛生体制の確立を図る。

(4) 輸送・交通関係

① 輸送交通

交通事業者その他関係機関及び関係団体等との連携を図り、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、交通混雑の緩和等への配慮をしながら、安全安心な輸送交通体制の確立を図る。

② 警備消防

競技会場その他関係施設における治安確保や災害防止、非常時における緊急対応について、関係機関及び関係団体等との連携を図りながら、警備消防防災体制の確立を図る。

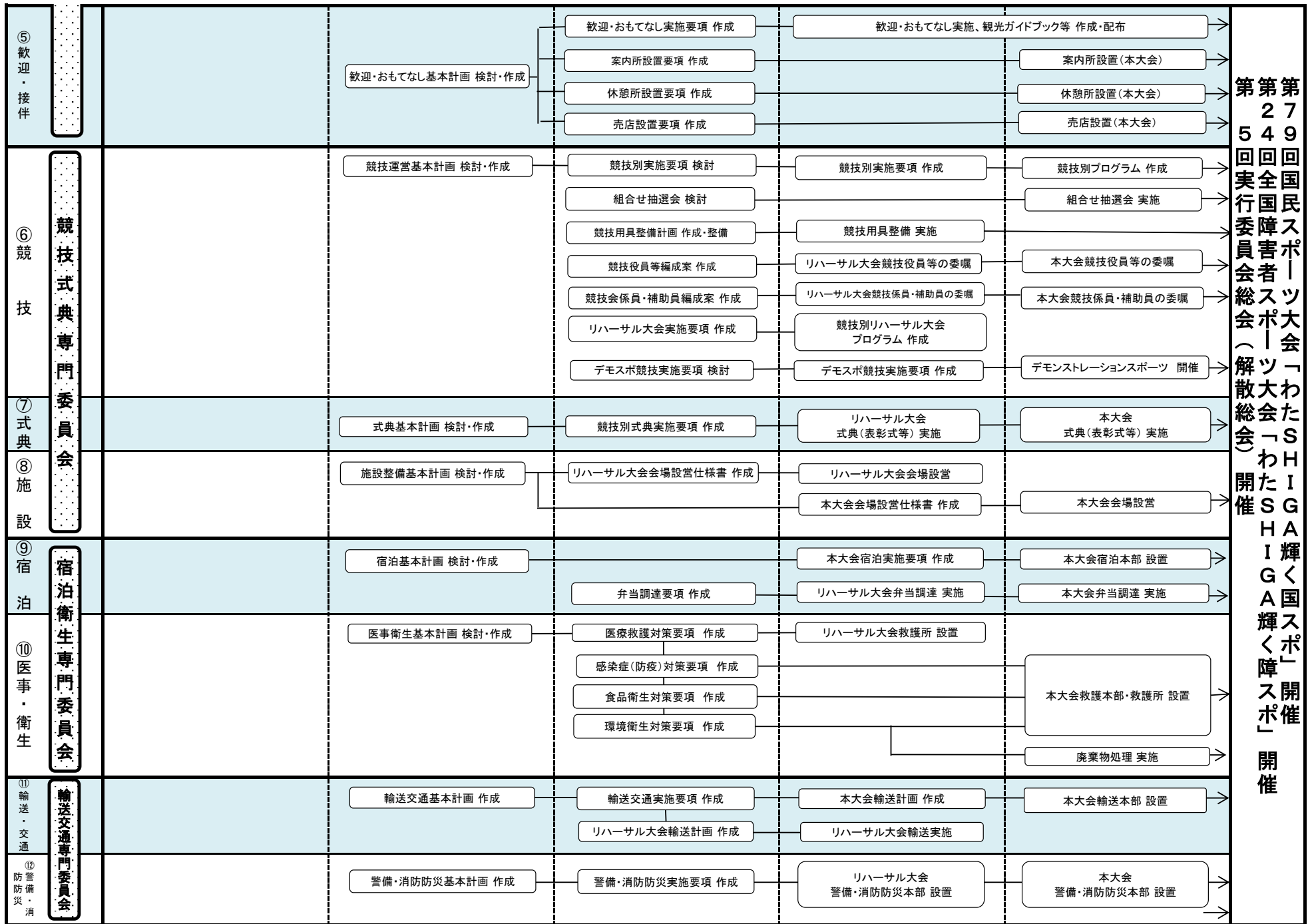
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市開催推進年次計画表（年度別業務一覧）

総合計画／参考資料

年度 大会開催県	令和3年度（4年前） 三重県	令和4年度（3年前） 栃木県	令和5年度（2年前） 鹿児島県	令和6年度（1年前） 佐賀県	令和7年度（開催年） 滋賀県	
主 要 行 事	国スポ・障スポ推進課設置(事務局)	開催決定・会期決定		リハーサル大会開催	本大会開催	
準 備 組 織	準備委員会設立発起人会開催 準備委員会設立総会・ 第1回総会開催	第2回準備委員会総会・ 第1回実行委員会総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催 庁内推進体制 検討	第2回実行委員会総会開催 庁内推進本部 設置	第3回実行委員会総会開催 大会実施本部 設置	第4回実行委員会総会開催	
② 財 務 企 画	開催基本方針 作成 県準備委員会との連絡調整	開催推進総合計画 作成 県実行委員会との連絡調整	開催推進総合計画 進行管理	炬火イベント実施要項 作成 識別用品整備要項 検討・作成 遺失物及び拾得物取扱要項 検討・作成 保険加入要項 検討・作成 協賛取扱要項 検討・作成 リハーサル大会 経費検討	炬火イベント実施 識別用品整備 遺失物及び拾得物取扱 リハーサル大会保険加入 協賛推進 リハーサル大会 予算編成 本大会 経費検討	
				リハーサル大会 予算執行・決算 本大会 予算編成	本大会 予算執行・決算	
		広報基本計画 検討・作成 広報啓発活動 推進		大会報告書編成方針 検討	大会報告書編成方針 作成	大会報告書 作成
		市広報・市HP・CATVでの情報提供				
③ 広 報						
④ 市 民 協 働		市民協働推進基本計画 検討・作成 ボランティア募集要項 検討・作成	市民協働 推進 ボランティア募集	ボランティア説明会開催 リハーサル大会ボランティア配置	本大会ボランティア配置	

第27回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」開催
第54回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」開催
第79回実行委員会総会（解散総会）開催

② 財務企画
総務企画専門委員会



第79回国民スポーツ大会「わたしが輝く国スポ」開催
 第54回全国障害者スポーツ大会「わたしが輝く障スポ」開催
 第75回実行委員会総会(解散総会)開催

第 4 号報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会会則（以下「会則」という。）第11条第5項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長又は委員長が指名した者がその議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、専門委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

（部会）

第5条 専門委員会は、必要があると認めたときは、部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、会長が委嘱した部会委員をもって構成する。
- 3 第3条及び前条の規定は、部会において準用する。
- 4 部会委員の任期等は、会則第7条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月26日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務・企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報啓発に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。

<p>競技・式典 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。 	<p>左記の付託事項のうち、事業の実施に関する事。</p>
<p>宿泊・衛生 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関する事。 2 医事及び衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。 	<p>左記の付託事項のうち、事業の実施に関する事。</p>
<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関する事。 2 警備及び消防に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。 	<p>左記の付託事項のうち、事業の実施に関する事。</p>

第 5 号報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会
 総務・企画専門委員会 名簿

【委員長】 1名

(順不同・敬称略)

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
産業・経済	近江八幡商工会議所	事務局長	中西 利之

【副委員長】 1名

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
市関係	近江八幡市総合政策部	部 長	浪江 尚史

【委員】 21名

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
教育・学校	近江八幡市校園所長会	代 表	福村 直樹
教育・学校	滋賀県高等学校長協会（中央ブロック）	理 事	神崎 善明
教育・学校	近江八幡市私立保育園・所長会	代 表	藤本 晃法
教育・学校	学校法人ヴォーリス学園	代 表	杉田 信也
産業・経済	安土町商工会	会 長	高木 敏弘
産業・経済	近江八幡商店街連盟	代 表	川村 知也
社会・文化・環境	近江八幡市連合自治会	会 長	青山 孝
社会・文化・環境	近江八幡市まちづくり協議会連絡会	代 表	山本 順一
社会・文化・環境	近江八幡市地区赤十字奉仕団	委 員 長	高木 富砂子
宿泊・観光・衛生	(一社)近江八幡観光物産協会	事務局長	田中 宏樹
宿泊・観光・衛生	近江八幡観光ボランティアガイド協会	会 長	塩山 耕司
医療・福祉	(福)近江八幡市社会福祉協議会	総務課長	熊越 明美
医療・福祉	近江八幡市健康推進協議会	会 長	福永 千賀子
医療・福祉	近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会	会 長	堀尾 毅
市関係	近江八幡市総合政策部秘書広報課	課長補佐	吉田 直紀
市関係	近江八幡市総合政策部まちづくり協働課	課 長	深尾 朋広
市関係	近江八幡市総合政策部文化振興課	副 主 幹	森山 宗保
市関係	近江八幡市総合政策部観光政策課	課長補佐	夜野 友昭
市関係	近江八幡市福祉保険部障がい福祉課	課長補佐	鈴村 大輔
市関係	近江八幡市産業経済部商工労政課	課 長	岡田 明
市関係	近江八幡市教育委員会学校教育課	次 長	森 茂次

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会 競技・式典専門委員会 名簿

【委員長】 1名

(順不同・敬称略)

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
スポーツ関係	近江八幡市スポーツ協会	会 長	加納 隆

【副委員長】 1名

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
市関係	近江八幡市教育委員会教育総務課	課 長	岡村 祥子

【委員】 15名

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
スポーツ関係	滋賀県バレーボール協会	副 会 長	浮田 豊史
スポーツ関係	滋賀県ハンドボール協会	理 事	中辻 真裕
スポーツ関係	滋賀県軟式野球連盟	副 会 長	谷 和彦
スポーツ関係	(一社)滋賀県トライアスロン協会	代 表	重久 絹子
スポーツ関係	滋賀県綱引連盟	理 事 長	坂上 功
スポーツ関係	滋賀県高等学校体育連盟バレーボール専門部	委 員 長	大崎 智
スポーツ関係	滋賀県高等学校体育連盟ハンドボール専門部	専門委員長	清水 速人
スポーツ関係	近江八幡市スポーツ推進委員会	代 表	中村 光男
スポーツ関係	近江八幡市学区スポーツ連絡協議会	会 長	中江 康了
スポーツ関係	近江八幡市中学校体育連盟	会 長	北村 久一
スポーツ関係	近江八幡市バレーボール協会	理 事 長	大橋 繁夫
スポーツ関係	近江八幡市ハンドボール協会	理 事	東岸 将貢
スポーツ関係	近江八幡市軟式野球連盟	理 事 長	大橋 長男
スポーツ関係	近江八幡市トライアスロン協会	会 長	小川 与志和
市関係	近江八幡市教育委員会スポーツ推進課	副 主 幹	三浦 晃

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会 宿泊・衛生専門委員会 名簿

【委員長】 1名

(順不同・敬称略)

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
宿泊・観光・衛生	(一社)近江八幡観光物産協会	事務局長	田中 宏樹

【副委員長】 1名

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
市関係	近江八幡市子ども健康部	部 長	青木 勝治

【委員】 10名

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
産業・経済	近江八幡商工会議所	事務局長	中西 利之
産業・経済	安土町商工会	代 表	的場 保典
宿泊・観光・衛生	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	代 表	太田 裕介
宿泊・観光・衛生	滋賀県八幡食品衛生協会	副 会 長	北川 忠男
宿泊・観光・衛生	八幡弁当組合	組 合 長	川西 豪志
医療・福祉	(一社)近江八幡市蒲生郡医師会	医師会顧問	小西 眞
医療・福祉	(公社)滋賀県看護協会第4地区支部	副支部長	田中 のり子
県関係	滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所）	主 幹	川端 彰範
市関係	近江八幡市市民部環境課	参 事	中嶋 武志
市関係	近江八幡市子ども健康部健康推進課	課 長	眞野 善博

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会
輸送・交通専門委員会 名簿

【委員長】 1名

(順不同・敬称略)

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
輸送・交通	(一社)滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明

【副委員長】 1名

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
市関係	近江八幡市市民部	部 長	田村 裕一

【委員】 13名

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役 職 名	氏 名
輸送・交通	(一社)滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
輸送・交通	西日本旅客鉄道(株)(JR西日本)近江八幡駅	係 長	日岡 喜彦
輸送・交通	近江鉄道(株)	鉄道部長	松本 康一郎
輸送・交通	近江八幡地区交通安全協会	副 会 長	向井 義治
警備・消防	近江八幡地区水上安全協会	代 表	川瀬 明日望
警備・消防	近江八幡警察署	警備課長	大森 純
警備・消防	近江八幡消防署	副 署 長	辻川 年郎
警備・消防	近江八幡市消防団	副 団 長	木村 賢二
国関係	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所	管理第二係長	四塚 博邦
県関係	滋賀県東近江土木事務所	次 長	目片 智一
市関係	近江八幡市市民部危機管理課	課長補佐	東 秀一
市関係	近江八幡市市民部交通政策課	課 長	中村 治雄
市関係	近江八幡市都市整備部管理調整課	課 長	瀧井 治久

【競技・式典専門委員会】

(議事)

- (1) 第1号議案 近江八幡市競技運営基本計画(案)
- (2) 第2号議案 近江八幡市式典基本計画(案)
- (3) 第3号議案 近江八幡市施設整備基本計画(案)

(競式) 第 1 号議案

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ近江八幡市競技運営基本計画 (案)

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会において、本市で開催される競技会については、県、競技団体、関係機関及び関係団体等との連携を強化し、円滑で効率的な運営を行う。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体、関係機関及び関係団体等と緊密に連携を図り、広範多岐にわたる業務を円滑に運営できる体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技会場及び練習会場の確保・整備

競技会場及び練習会場の確保・整備については、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体及び施設管理者等の協議のうえ、可能な限り現有物の有効活用に努めながら、計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体及び関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、大会開催の気運醸成を図るため、県、競技団体及び関係機関等と協力して行う。

(競式) 第 2 号議案

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ近江八幡市式典基本計画 (案)

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会において、本市で開催される競技会に係る式典については、簡素な装飾・演出に努めることを基本とし、競技運営上の観点から、県、競技団体等と連携・協力して実施する。

2 内容

(1) 開始式

開始式は、実施する場合にあっては、県、競技団体等と協議・協力のうえ、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(2) 表彰式

表彰式は、実施する場合にあっては、県、競技団体等と協議・協力のうえ、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を基本とする。

(競式) 第 3 号議案

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ近江八幡市施設整備基本計画 (案)

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会において、本市で開催される競技会の施設整備については、既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障のないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を尊重し、適切な競技運営に資するとともに、大会後のスポーツ振興、安全で快適な利用を視野に入れた整備を行う。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、既存施設の適切な整備・活用を行う。

(3) 臨時仮設物の整備

競技に係る施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者等と協議のうえ、整備する。

(4) 仮設給排水施設の整備

仮設トイレ等を整備する場合、仮設給排水施設が必要と認められるときは、施設管理者等と協議のうえ、整備する。

(5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺に、大会参加者等の駐車場確保のため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

【輸送・交通専門委員会】

(議事)

- (1) 第1号議案 近江八幡市輸送・交通基本計画(案)
- (2) 第2号議案 近江八幡市警備・消防防災基本計画(案)

(輸交) 第 1 号議案

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ近江八幡市輸送・交通基本計画 (案)

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者 (以下「大会参加者」という。) 及び一般観覧者の輸送交通については、交通状況等に十分配慮しながら、交通事業者その他関係機関及び関係団体等との連携を図り、交通の安全かつ効率的な輸送を行う。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。また、必要に応じて指定集合地を設ける。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に円滑に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員の配置や臨時駐車場の確保を検討するとともに、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用については、運営上必要と認められるものに限定し、円滑な駐車場誘導のため、あらかじめ許可証等の交付等必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛を推進する。

(輸交) 第 2 号議案

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ近江八幡市警備・消防防災基本計画 (案)

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会における警備・消防防災対策については、関係機関及び関係団体等との緊密な連携のもと、安全安心かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するため、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 内容

(1) 警備対策

競技会場、練習会場等（以下「競技会場等」という。）における雑踏事故その他の事故及び事件の防止を重点とした警備に関する諸施策を講じる。

(2) 消防防災対策

競技会場等の火災その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する諸対策を講じる。

(3) 関係機関との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、連絡体制を確立する。

視察報告

先催県取組事例（R4とちぎ国体）

バレーボール



ハンドボール



軟式野球



トライアスロン



綱引



ウォーキング



宇都宮駅



土産売場（宇都宮駅）



シャトルバス乗り場



花壇（とちまる）



開会式の様子



おもてなし・ふるまい



【参考資料】

開催準備経過

※ 下線部は本市関係分

年 月 日	経 過 概 要
平成25年 2月14日 3月22日	知事が滋賀県議会で「次期国民体育大会招致」を表明 滋賀県議会で「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成25年 4月11日 7月24日 10月31日	滋賀県知事、県教育委員会、公益財団法人滋賀県体育協会会長から、文部科学大臣及び公益財団法人日本体育協会会長に「第79回国民体育大会開催要望書」を提出 公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定） 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会開催
平成26年 5月26日 11月20日	第1回国体開催準備市町担当者連絡会開催 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第2回常任委員会及び第2回総会開催 主会場（総合開・閉会式場及び陸上競技会場）を彦根総合運動場に決定 第2回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成27年 4月24日 8月31日 12月25日	第3回国体開催準備市町担当者連絡会開催 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第3回常任委員会及び第3回総会開催 第4回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成28年 8月 3日 12月21日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第4回常任委員会及び第4回総会開催 <u>国体会場地市町第二次内定【バレーボール（少年男子）】</u> 第5回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 3月17日	第6回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 6月13日 7月11日 7月31日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回広報・県民運動専門委員会において、両大会のマスコットキャラクター「キャプフィー・チャップフィー」が決定 第7回国体開催準備市町担当者連絡会開催 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第5回常任委員会及び第5回総会開催
平成30年 1月18日 3月19日	<u>国体会場地市町第三次内定【ハンドボール（少年男子、少年女子）、軟式野球（成年男子）】</u> 第8回国体開催準備市町担当者連絡会開催 第9回国体開催準備市町担当者連絡会開催

平成30年	5月21日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第6回常任委員会及び第6回総会開催
	6月14日	公益財団法人日本スポーツ協会平成30年度第1回国民体育大会委員会において、第78回大会以降、大会名称は「国民スポーツ大会」、略称は「国スポ（こくすぽ）」とすることを承認
	6月29日	第10回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	9月27日	第11回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	11月5日	<u>中央競技団体正規視察【バレーボール】実施（～6日）</u>
	11月13日	<u>中央競技団体正規視察【軟式野球】実施（～14日）</u>
	11月30日	第12回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	12月20日	第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」敦賀市開催競技事業概要説明会視察（～21日）
平成31年	1月17日	<u>中央競技団体正規視察【ハンドボール】実施（～18日）</u>
	2月4日	<u>中央競技団体正規視察【トライアスロン】実施</u>
	2月12日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第13回広報・県民運動専門委員会において、両大会の愛称「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及びスローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」が決定
令和元年	5月9日	第13回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	5月17日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回常任委員会及び第7回総会開催
		<u>障スポ会場市町第一次内定【バレーボール（身）】、公開競技及び会場市町第一次内定【綱引】</u>
	6月3日	滋賀県が公益財団法人日本スポーツ協会及び文部科学省に対し、開催申請書を提出
	6月6日	第14回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	7月17日	公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地を滋賀県に内定
	9月6日	第15回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	10月1日	第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」【ひたちなか市、常総市】視察（～3日）
	11月22日	第16回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	12月19日	第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」結城市事業概要説明会視察
令和2年	4月1日	<u>近江八幡市教育委員会事務局スポーツ推進課内に国スポ・障スポ準備室を設置</u>
	5月14日	第17回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催（書面開催）

<p>令和 2年 6月 1日</p> <p>6月 17日</p> <p>6月 19日</p> <p>7月 1日</p> <p>9月 4日</p> <p>10月 8日</p> <p>11月 20日</p> <p>令和 3年 1月 27日</p> <p>3月 22日</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第8回常任委員会及び第8回総会開催（書面開催）</p> <p>第18回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の開催延期決定</p> <p>デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地市町第一次内定</p> <p style="text-align: right;">【ウォーキング】</p> <p>第19回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の1年延期が決定</p> <p>令和7年第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催地を滋賀県に内定</p> <p>第20回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>第21回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第9回常任委員会開催</p>
<p>令和 3年 4月 1日</p> <p>4月 30日</p> <p>6月 18日</p> <p>8月 3日</p> <p>8月 26日</p> <p>9月 13日</p> <p>9月 24日</p> <p>11月 5日</p> <p>令和 4年 1月 27日</p> <p>3月 23日</p>	<p>近江八幡市教育委員会事務局内に国スポ・障スポ推進課を設置</p> <p>第22回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>第23回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第10回常任委員会及び第9回総会開催</p> <p>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市準備委員会設立発起人会開催</p> <p>第76回国民体育大会、第21回全国障害者スポーツ大会の中止が決定</p> <p>第24回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>第76回国民体育大会、第21回全国障害者スポーツ大会の延期申請見送りが決定</p> <p>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市準備委員会設立総会・第1回総会開催</p> <p>第25回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>競技関係施設等視察【津市】</p>
<p>令和 4年 4月 27日</p> <p>5月 7日</p> <p>5月 21日</p> <p>5月 29日</p> <p>6月 25日</p>	<p>第26回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【那須烏山市】ウォーキング視察</p> <p>第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会【宇都宮市】バレーボール（身体障害）視察（～22日）</p> <p>第27回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催</p> <p>第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【大田原市】綱引視察（～26日）</p>

令和 4年 7月14日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催決定が承認、大会会期が令和7年9月28日(日)～10月8日(水)の11日間での実施が承認
	第24回全国障害者スポーツ大会の開催が決定
7月26日	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」リハーサル大会【那須塩原市】トライアスロン視察
8月26日	<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市準備委員会第1回常任委員会・第2回総会及び実行委員会第1回総会開催</u>
10月 1日	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【宇都宮市】総合開会式視察
10月 2日	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【那須塩原市】トライアスロン視察
10月 6日	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【宇都宮市】軟式野球監督会議【下野市】ハンドボール視察
10月 7日	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【宇都宮市】バレーボール・軟式野球【栃木市】ハンドボール視察
10月 8日	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」【小山市】軟式野球視察
10月29日	第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」【宇都宮市】バレーボール(身体障害)視察(～30日)
11月15日	<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会第1回競技・式典専門委員会、第1回輸送・交通専門委員会開催</u>

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
近江八幡市開催基本方針

1 基本方針

近江八幡市は、琵琶湖や西の湖水郷などの豊かな自然資産をはじめ、安土城跡や八幡城跡、八幡堀、近江商人の町なみなどの貴重な歴史資産、先人から継承されるまちづくり精神などの優れた文化資産を有する魅力あふれるまちです。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（わたSHIGA輝く国スポ・障スポ）は、スポーツの普及振興、市民の健康増進と体力向上、地方文化の発展などとともに、障がい理解を深め、障がいのある方の社会参加の推進に寄与する大会として開催します。

その開催に当たっては、本市の魅力を生かしながら、市民、関係機関・団体、事業者等の連携と協力のもと、スポーツへの関心を高めつつ、本市のスポーツ推進に掲げる将来像「生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみ、そして支え合い『健康で生き生きとしたまちおうみはちまん』」の実現を目指していくものとします。

2 実施目標

(1) スポーツが日常になる大会

「スポーツは世界共通の人類の文化」スポーツ基本法の前文ではスポーツの意義等その重要性が示されており、市民のスポーツへの関心が高まり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことが日常化していく大会を目指します。

(2) 近江八幡市の魅力を活かす大会

「魅力の再発見と発信」近江八幡市の魅力を再発見することで、市民の地域への誇りと愛着を醸成するとともに、その魅力を発信することで、地域のさらなる活性化につながる大会を目指します。

(3) 地域コミュニティの形成につながる大会

「人と地域を未来へつなぐ」市民、関係機関・団体、事業者等、地域が一体となって関わり、取り組むことで、人と人、地域と地域の絆が深まり、新たな地域コミュニティの形成につながる大会を目指します。

(4) 共生社会づくりにつながる大会

「健康で生き生きとしたまち おうみはちまん」スポーツを通じて、障がいの有無や特性などにかかわらず、互いに尊重し、支え合いながら、健康で生き生きと暮らせる社会づくりにつながる大会を目指します。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、近江八幡市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 近江八幡市議会を代表する者
- (3) 近江八幡市職員
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任等)

第6条 会長は、近江八幡市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 5 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第5項に掲げる事項を審議する。
- 6 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第18条第1項の規定による実行委員会の解散の日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの当該所属団体又は所属機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が当該委員等の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長が指名する者がその議長となる。
- 3 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて委員等以外の者に総会への出席を求めることができる。
- 7 会長は、必要があると認めたときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をも

って表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者がその議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

5 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

6 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、常任委員会において準用する。

7 常任委員会は、第5項の規定により決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、近江八幡市に帰属させるものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和3年11月5日から施行する。

付 則

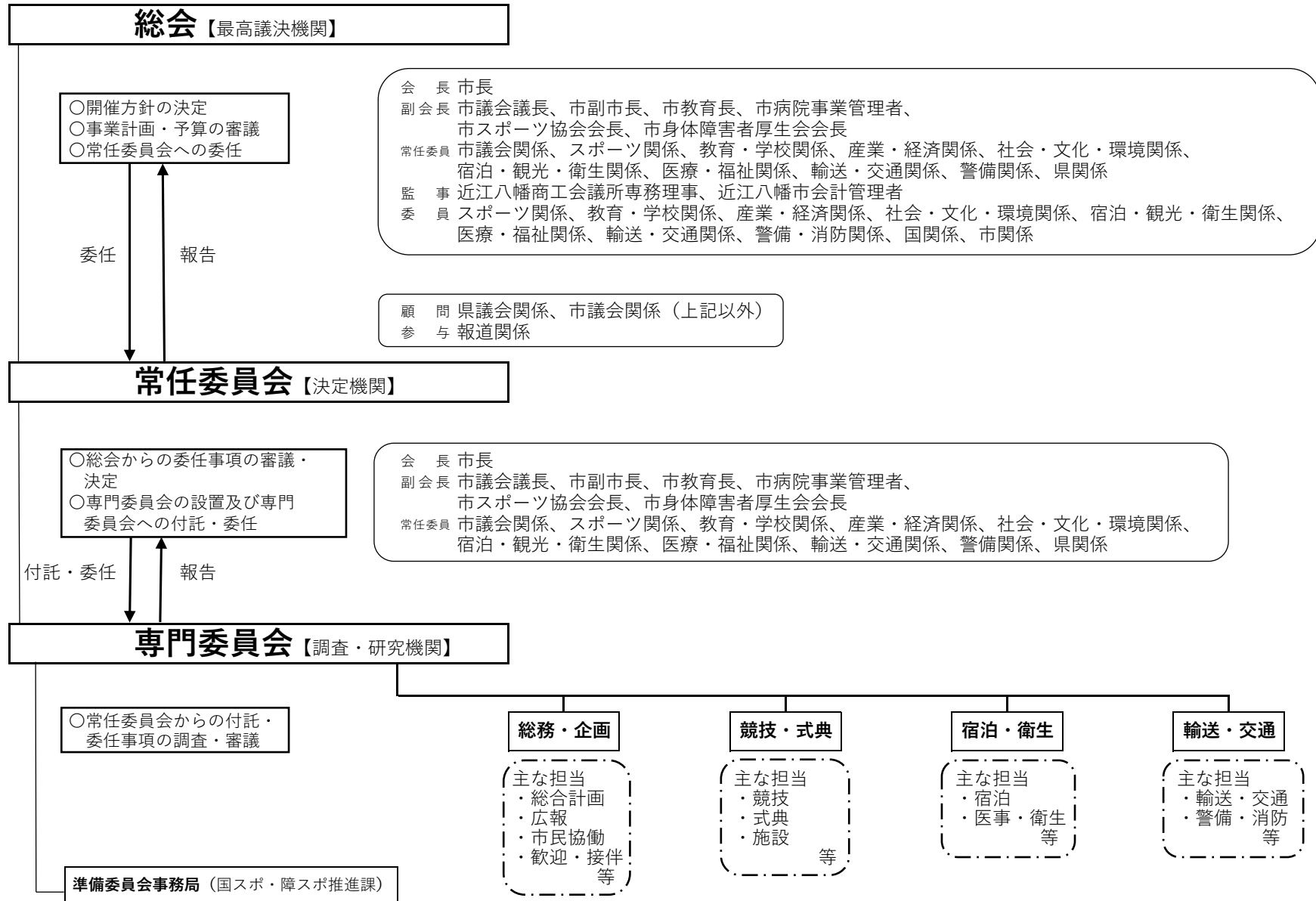
(施行期日)

- 1 この会則は、令和4年8月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際現にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、改正後の会則の相当規定により、それぞれ当該職に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際現にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市準備委員会の議決事項及び関係規程中「準備委員会」とあるのは「実行委員会」と、「国障近準委」とあるのは「国障近実委」と、それぞれ読み替えるものとする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会組織図



第79回国民スポーツ大会正式・特別競技 会場地内定配置図

